

送 付 書

(発信日) 令和6年3月29日
(受信者) 原告代理人 弁護士 高池勝彦 殿 (Fax 03-3263-6042)
(発信者)

〒102-8225
東京都千代田区九段南1丁目1番15号
九段第2合同庁舎
東京法務局訟務部

被告国指定代理人 法務事務官 高橋 佑介
TEL 03-5213-1398
FAX 03-3515-7307



(事件の表示)

当事者 原告 株式会社自由社
被告 国ほか3名
事件番号 東京地方裁判所 令和3年(ワ)第24321号
事件名 損害賠償請求事件
(本文) 書類等の送付について

上記事件について、下記書面を送付します。

記

1. 準備書面(9) 1通(4枚)
(本送信をもちまして上記書面の送付とさせていただきます。)

※ お手数でも受信確認のため本書下欄(受領書欄)に必要事項を記入、押印の上、本書を発信者及び裁判所あて送信願います。

受領書

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中 (Fax 03-3580-5769)
被告国指定代理人 東京法務局訟務部 高橋佑介 行 (Fax 03-3515-7307)
上記のとおりのおりの書面を受領した。

(発信日) 令和 6年 月 日
(受領年月日) 令和 6年 月 日

(受領者氏名・印)

副本

令和3年(ワ)第24321号 損害賠償請求事件

原告 株式会社自由社

被告 国ほか3名


準備書面 (9)


令和6年3月29日

東京地方裁判所民事第31部甲合議A係 御中

被告国指定代理人

市原麻衣 

脇坂理絵 

高橋佑介 


黄地吉隆 

中川覚敬 

相原恵子 

池田真信 

小池佑生 

長井俊輔 

被告国は、本書面において、裁判所の令和6年2月15日付け「事務連絡（求釈明）」における求釈明事項につき、以下のとおり回答する。

なお、略語については、本書面において新たに定義するもののほか、従前の例による。

1 指摘事項1について（通番1）

「長屋の一角」及び「4畳半」を示す写真は、建物を表す写真と理解できるものであって（被告国準備書面(2)5ページ）、「4畳半」に係る写真の建築物は、現物として過去に実在したと考えられる建造物を再現したものであるから、「復元」を記述すべきにもかかわらず、「復元」を付さなかったことを理由に検定意見を付したものである（被告国準備書面(4)3ページ）。

原告は、「4畳半」を示す写真については、「同じ論理が成り立つので、論証は省略する。」（原告第2準備書面3ページ）などとして、「長屋の一角」と同内容の主張をしていると解されるところ、これに対する被告国の反論も、これまでの「長屋の一角」についての被告国の反論と同内容である。

2 指摘事項2について（通番3）

被告国の主張は、「危機感を抱く」との記述がされていることとの関係を踏まえると、本件申請図書においては7割に満たないことが理解できるような記載にすべきというものである。

被告国準備書面(6)（8ページ）では、令和2年度合格本において、「ほぼ10：10：7」と記述されたことについて、対米英7割とすべき日本側の主張が実現しなかったことを理解することができるような必要最小限の工夫がされたものと判断したことを述べている。

記述の正確性の観点からみた場合、「比率が10：10：7に定められ」という部分が、「危機感を抱く軍人も増え」たことの原因であると理解できる（被告

国準備書面(4) 6 ページ) という本件申請図書の文脈からすると、「危機感を抱く」こととなった理由が表現されている必要があるところ、対米英7割とすべき日本側の主張が実現しなかったことを理解することができるような文章上の工夫(すなわち、日本の保有する補助艦の比率が対米英7割に満たなかったことが読み込める余地)が必要であって、そのような工夫を欠いている本件申請図書には「不正確なところ」(検定基準第2章3(1))があると評価せざるを得ない。

以上に対し、被告国準備書面(6) (8 ページ) においては、このような必要最小限の工夫を超えて、7割に満たなかったからということを積極的に理解させるための詳細な内容が記述されない限り「不正確なところ」があるものとして検定意見を付す、というような判断まではしていない旨を主張したところである。

3 指摘事項3について(通番6)

「93の国と地域」の記述については、「93の国」に1の「地域」が加わることを意味するものではなく、「93」に「国」のみならず「地域」が含まれることを意味するものであり、そのような理解の下で検定審査が行われたところである。

このことは、被告国準備書面(8) (5 ページ) において述べたとおり、IOCのホームページにおいて参加国数を「93 NOCs」としており、「NOC」が「独立国および継続的に行政が施行されている一定の地域に組織された国内オリンピック委員会」を意味することからも、そのように理解することができる。

なお、「94」という数字は、開会式に参加したものの競技に出場しなかったリビアを含めた数であり、「93」と「94」のいずれも許容されるものである(被告国準備書面(2) 10 ページ参照)。

4 指摘事項4について(通番24)

最終的な日英同盟の終了が日英の合意によって生じたものであることから、仮にアメリカが日英に対し、一方的に日英同盟を終了するように働きかけていたと

しても、それを「破棄」と表現することは正確ではないことから検定意見を付したところである。

なお、本件申請図書の記事は、「ワシントン会議で」のアメリカの動向を述べるものであるところ、被告国準備書面(4)(27ページ)でも述べたとおり、ワシントン会議においては、アメリカの意向を考慮した上で、日英同盟の終了を含む四カ国条約が成立しているのであるから、このような状況を踏まえても、本件申請図書の記述は「不正確なところ」(検定基準第2章3(1))がある。

以上